第111回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- · 日 時 令和5年1月24日(火)10:00~11:50
- · 場 所 横須賀市本庁舎3号館302会議室(3階)
- 出席委員 今村委員長 大澤委員 伊東委員 菊池委員 篠原委員
- 事務局 総務部総務課 笠原課長、中島係長 日根
- 傍聴者 なし

1 開 会

2 議 題

個人情報の保護に関する法律改正に伴う各規則等の整備について

個人情報の保護に関する法律の改正により、本市の「横須賀市個人情報保護条例」を 廃止し、新たに「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する必要が生 じた。当審議会において当該施行条例についての審議検討を重ね、令和5年12月定例議 会に上程し可決された。この度、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関す る法律施行規則及び「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」(以下、「施行 条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるための「個人情報の保護に関する法 律等施行取扱規則」(以下、「施行取扱規則」という。)を始めとする各規則等の整備 に当たり御意見等を頂戴することとした。

- (委員) この度の法改正を受け、横須賀市の窓口で個人が提供した情報や行政側が取得した情報は庁内で共有化が原則となるのか。
- (事務局) 共有化が原則とはならない。法が改正されても市が保有する個人情報は資料 2にもあるとおり、目的外の利用及び外部提供は原則禁止されている。ただし、 法第69条第2項に取扱いの例外が規定されており、行政機関内部での目的外利 用は必要な限度かつ相当の理由があれば許容される。
- (委員) 市民目線で分かりやすく言えばある課で収集した情報については基本的に組織の窓口の縛りが存続するということでよいか。

(事務局) そのとおりである。

- (委員) 現行の横須賀市個人情報保護条例施行規則や公文書管理規則との整合性はな くなるのか。
- (事務局) 公文書管理規則は公文書の種別や保存する年限を定めるなどしているものである。
- (委員) デジタル保存とアナログ保存があるが、公文書管理規則に対し、施行取扱規則が優越するのか。それとも公文書管理規則の中に入り込む形となるのか。
- (事務局) 公文書の管理については個人情報に優越するというものではないと考えている。公文書管理規則は個人情報を含む含まないにかかわらず市の保有する文書の管理等を定めたものである。
- (委員) 全体像がよくわからない。今回の法改正に対応しての規則制定とは思うが、 現状の仕組みからどのように変わるのか、どのような規則を作って終わりとな るのか、現行の規定からさらに厚く規定することになるのかなどが見えてこな い。また、デジタル情報についてはデータのほとんどがクラウド保存になった り、複製が簡単になったりしているが、現行の公文書管理規則でカバーできて いるのか。

これらの規則等を規定すればよいというものではないだろう。改正法施行までにどの程度まで規定しなければならないのか、それが分からないと不備が出てきてしまうのではないか。

(事務局) 今回の法改正により、自治体の個人情報の取扱いについては法の規定が基本となるが、法が自治体の条例で定めよとしている部分もある。また、施行条例は第16条と規定自体が多くなく、開示の手続き関する詳細や様式などは施行取扱規則で定める必要がある。さらに、国から個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(以下、「指針」という。)が出されている。この指針にはデジタル、アナログ両方に関することが入り混じって書かれているのだが、デジタル分野については本市の経営企画部デジタル・ガバメント推進室(以下、「DG室」という。)が所管であるので、個人情報制度の所管である総務課でデジタルに関する規定を持つことはできない。そのため、指針のうちデジタルに関することで、DG室が定めた情報資産のセキュリティを維持するための対策として「情報セキュリティ規則」や当該規則に付随する「情報セキュリティ対策基準」を合わせた「情報セキュリティポリシー」がある。これらの規則、

基準に規定されているものは重複して総務課の「保有個人情報の安全管理措置に関する規則」(以下、「安全管理規則」という。)に規定しないよう、DG 室と協議し調整を行った。

- (委員) おそらくそれが違うのではないか。文書管理との関係性でいえば、文書管理 が一般規程としてあり、個人情報については特別に扱うということであれば、 デジタル、アナログと区別するべきではないのではないか。
- (事 務 局) 「情報セキュリティポリシー」は市が端末上で用いているすべての情報についてのルールを網羅しているもので、当然個人情報はその中に入っている。むしろ個人情報保護だけに限ったルールではなく、情報セキュリティ全体のルールが示されているものである。国は個人情報のデジタル情報について、すでに自治体で定めてある情報セキュリティポリシーと国が求めるレベルとが合致している場合は、安全性が担保できるとしており、国の指針との整合性等を1項目ずつDG室と確認し、精査したうえで必要な事項について今回の安全管理規則に規定した。
- (委員) アナログについても同様に精査したのか。
- (事 務 局) アナログについては我々総務部総務課(以下、「総務課」という。)が個人情報の所管であるので、我々が精査した。しかし、アナログに限った安全管理規則ではなく、国の指針でアナログ、デジタル含め、担保されるべき安全性のうち、個人情報に特化して定めておかなければ現行の情報セキュリティポリシーだけではカバーできない部分を安全管理規則で定めるというイメージである。
- (委員) 公文書の管理については総務課が所管なのか。
- (事務局) そのとおりであるが、公文書管理規則は情報の保護や安全管理措置についての規定ではない。
- (委員) 当初は公文書の管理についてデジタルは含まれていなかった。時代の流れの中で、デジタル情報を扱うことになり規則が継ぎ合わされてしまったのではないだろうか。そこへさらには個人情報の保護に関する法律が入ってきて、市としてはトータル的にどのような枠組みで責任を持って個人情報を取り扱っていくのか。
- (事務局) 国から示された指針は、個人情報について書かれているかと思えば、デジタ ル部分ではサイバーセキュリティ一般のことが書かれている。サイバーセキュ

リティー般については総務省が所管として別途ガイドラインを発出している。 本市のDG室はそのガイドラインをもとに情報セキュリティポリシーを策定している。国の個人情報保護委員会は、この総務省のガイドラインをなぞる形で個人情報の安全管理の指針として出しながら、個人情報だけでなくサイバーセキュリティに関しても安全管理を求めてきている。

また国は、指針に書かれていることが、自治体として安全管理できているのであれば個人情報に特化した規則として定める必要はないという見解を示している。このようなことから、今回の法改正により改めて個人情報として安全管理措置を取らなければならない部分について新たに規則として定めることとした。

- (事務局) 国は省庁毎に自治体に指針やガイドラインを示してくるが、地方自治体と国では組織が異なるため、似たような指針等を各省庁で持っていても問題ないが、地方自治体では同じような規定を異なる部署で持つことは、どちらにそれを守る責があるかが判別つかなくなってしまう恐れがある。そのため、今回はすでに総務省のガイドラインにあり、本市の情報セキュリティポリシーで規定されているものはDG室によることとし、個人情報の安全管理措置が必要であると判断したものは安全管理規則に規定した。
- (委員) イメージはわかるが、その情報セキュリティポリシーはきちんと機能しているのか。
- (事務局) 情報資産を守るための規定として機能している。
- (委員) 個人情報を特にきちんと取り扱わなければならないとして、情報セキュリティポリシーに書き加える形とするなら理解できるが、情報セキュリティポリシーに無いから別途規定するというのはやり方が違うのではないか。
- (事務局) 現状、情報セキュリティポリシーには、個人情報の安全管理に特化した規定がない。また、現行条例では第11条に規定されている程度である。
- (委員) それが今回新たに規定する理由であるのか。規定する必要がないのであれば、 特に個人情報としてより高度なセキュリティで取り扱うとして、情報セキュリ ティポリシーに規定するということのほうがわかりやすい。
- (事務局) 今回、国から示された法改正を機に新たに求められている要素が多いため、 個人情報の安全管理措置として、個別に定めるものである。

- (委員) これまでは紙媒体でアナログだった。これからはデジタルの時代になったが、 個人情報はアナログにもデジタルにもあり、特別な領域として保全されるとい うことになるだろう。国、つまりは委員会からの指針の根拠は何か。
- (事務局) 個人情報の保護に関する法律第66条に安全管理措置を講じなければならない と規定されている条項があり、それを具体化する形で示してきたものである。
- (委員) 一つのモデルのようなものであるのか。
- (事務局) 安全管理措置を講じなければならない、とだけ規定されており、その具体化については自治体に委ねられている。それを具体化するため、指針を読み込んだところ従前からある情報セキュリティポリシーで十分措置ができているところと、そうではないところがあった。安全管理措置が不足している部分に関して、個人情報で定めるべき規定を案として提示させていただいた。
- (委員) 指針に規定されているものが市として措置できてればよいと考える。個人情報に特化せず一般的な情報の取り扱いとして、本来的に必要なのであれば個人情報で定めるのではなく、情報セキュリティポリシーで定めるべきだろう。個人情報について新たな取り扱いが生じ、それに対処しなければならないということであれば意味があるだろう。その区分けや精査をしているという趣旨であれば理解できる。
- (事務局) 委員御指摘のアナログ部分についてであるが、情報セキュリティポリシーの中で個人情報に限らず要配慮個人情報を含む情報の取り扱いの制限が規定されている。しかしながら、情報セキュリティポリシーではアナログ文書に適用することはできない。情報セキュリティポリシーはデジタル情報を規律するものであるからである。要配慮個人情報はデジタルに限らないため、アナログの要配慮個人情報を守るためにも、今回制定する規則が必要となる。
- (委 員) アナログ情報のセキュリティは何で決められ守られているのか。
- (事 務 局) 公文書管理規則と、明文化されていないものは確かにある。
- (委員) そこには穴があるかもしれない。
- (事 務 局) 現状でいえば、そのような点もある。しかしながら、今回はその穴を埋めるという点もある。
- (委員) 市民目線でいえば、今回の個人情報保護法の改正に伴い、現在の状況を白紙に戻すことが理想的だろう。しかしながら、これまでの審議会でも触れてきた

が、国も走りながら整えるとしている。横須賀市だけではどうにもならない。 ただ、文書とデジタルで既存のものを生かして整理するのであれば、これらの 新規規則の中に当該規則で該当しないものについては、現行の規則を確認する 必要があるという条項を入れればわかりやすくなるのではないか。

- (事 務 局) デジタル関連規則には、今御指摘いただいた条項は入っている。資料3の1ページ【3 適用範囲】では、その保有個人情報が情報資産、いわゆるデジタル情報に当たる場合でかつ、情報セキュリティに関するものである場合はセキュリティポリシーによって保全することを規定している。
- (委員) 個人情報の目的外利用には本人同意が求められる。保有個人情報の開示請求 は本人が提供を求めるものである。その点が分かりづらくなっている。保有個 人情報の目的外利用は誰がどう考えるのか。来年度から目的外利用に際して、 審議会に諮ることはなくなったはずだ。
- (事務局) 開示請求は、市が保有している請求者本人に関する個人情報について、その求めに応じて情報所管課が開示する制度である。個人情報の目的外利用は、ある事業の目的のために収集した個人情報をその目的以外のために使用することであり、異なるものである。御指摘のとおり、個人情報の目的外利用については、来年度から取り扱いのルールが大きく変わる。無差別に使えるわけではないので、その規定を整理しているところである。
- (委員) 本人提供というのは開示請求を受けて本人に提供した情報ということではないのか。
- (事務局) 開示請求は、保有個人情報開示請求書の提出を受け決定を行うもので、本人 提供は直接情報所管課に赴き、「私の情報を提供してほしい」との求めに応じ 口頭、文書にかかわらず提供を行うものである。
- (委員) 試験結果の開示は開示請求の制度なのか。
- (事務局) 現行の条例に開示請求の特例として、口頭による簡易開示制度というものがあり、一次試験の結果については口頭で本人に伝えている。
- (委員) 本人提供であれば容易なように感じるが、実際本人提供はできるのか。
- (事務局) 部局によって取り扱いが異なるようなことになりかねないため、情報所管課 にすべてを任せるのではなく、個人情報保護の所管である総務課である程度コ ントロールをしている。

- (委員) 口頭で提供するか、開示請求の制度を利用してもらうかはどう判断するのか。
- (事務局) 判断は情報所管課である。情報所管課で一律、誰にでも同じ対応が取れる場合には口頭による提供としても問題ないとアドバイスはしている。
- (委員) 本人同意があれば本人提供可となり開示するということなのか。
- (事務局) ややこしいが、情報公開制度に情報提供の実施に関する要綱というものがあり、「申込者本人から取得したものであって、非公開情報が含まれていないものは情報提供可」という規定がある。この制度に基づき情報提供が可能である。
- (委員) 端的に言えば全体像が分からない。自分の情報の開示については、個人情報制度ではなく情報公開のルールに従うということになるのか。情報公開が特別法になるということなのか。条例自体がそのような立て付けとなっているのだろうが、個人情報保護の兼ね合いからすると違うのではないか。
- (事 務 局) 本人の情報しか記載されていない場合は、この制度はなじみがよいが、第三者の情報や事務事業情報等、非公開情報が記載されている場合は所管課の判断で墨消しをしてお渡しすることになっている。開示請求を受けて開示する場合は、なぜ墨消しとなっているのか理由も通知するという意味では説明責任という面で相違がある。
- (委員) 職員はどのように対応しなければならないのか。目的外利用についても情報 を所管している管理者が例外に当たるかどうかを判断するということか。
- (事務局) 判断できるよう、ある程度ルールを記載した基準を作成する予定である。
- (委員) 今までは、自分たちで使用可否の判断ができないため、総務課に確認する、 それでも判断がつかない場合は審議会に諮って判断していたはずだ。今後は担 当者レベルで、自分で判断するということになるのではないか。
- (事務局) こちらで相談を受ける体制は当然ながら整える。また、判断が難しい場合は 個人情報保護委員会に確認する。今御意見いただいた中で、本人提供すること が適切かどうかという判断の材料が必要だということは認識した。
- (委員) どの程度まで規則等を整えれば個人情報を守れると考えているのか。
- (事務局) 本日お示しした規則でカバーできると考えている。資料1の「個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則」の最後に「必要な事項は別で定める」とした部分について、要綱、要領を整えていく。それが資料3の「保有個人情報の安全管理措置に関する規則」であり、またこの規則に規定する取扱基準が資料4

- の「保有個人情報安全管理措置取扱基準」である。さらには現行にある、事務 の委託の取扱いに関する基準や事務の委託をする際に必要な特記事項の作り替 えを進めている状況である。
- 員) 本来情報というものはアナログ、デジタル関係ないだろう。事務局の説明に (委 あった情報セキュリティポリシーはいわゆるデジタル情報に関してのセキュリ ティだけである。公文書全般の取扱いは公文書管理規程であろう。文書の中に 個人情報が当然に含まれる部分があって、その扱いをどうするかはその公文書 の中ですべてを盛り込むのではなく個別事項になるので、個人情報の取扱いに 飛んでくる。今度はこの規則で市の保有する情報全般はどのように扱うかとい う大枠で、デジタルは情報セキュリティポリシーで安全管理も含めて規定され ている。まずはその優劣関係や上下関係で行くと、まず大きな枠組みのある中 で、そこに個人情報が含まれてくればフィルターがもう一つかかってくること になる。文書管理規程については地方自治法の長の担任事務であるという側面 が大きく、結局それが慣行として続いてここに至っている。これまでのストッ ク情報のセキュリティについては国が指針を示してきている、ということで親 法があまり見つからない。あるいは基本法レベルからずいぶん無理に立ててい るのかもしれない。一般特別の関係でいうと、今後は個人情報の保護に関する 法律施行条例となり、こちらが優位することになるのではないだろうか。
- (事務局) 個人情報という範疇においては、やはり個人情報保護法とそれに関連する条例等がもちろん優位してくる。また、公文書管理規則はデジタル、アナログにかかわらず定められているが、定めている事項は保存年限や公文書の作成方法、整理方法等であり、安全管理については定めがない。
- (委員) そこが抜けているのではないか。情報セキュリティポリシーを規定した際は デジタル、アナログかかわらずきちんとしていればよかった。最近ではそれが デジタルで問題となっている。アナログは所詮紙である。紙の公文書をPDF 化して電子化した場合は管理期間等はどうなるのか。
- (事務局) 文書を電子化しても保存年限は公文書管理規程による。また、公文書管理規程には持ち出しのルール等はあるが、やはり安全管理という点では今回求められている措置のレベルまでは規定していない。
- (委員) 公文書管理規程は基本的に文書の保存等についてしか定めがないのか。情報

の漏えいが起きた場合は、データの場合にはあっという間に広がってしまうので、規定が必要だということから規定したのではなかったか。それであれば情報セキュリティポリシーはデジタルに限らず通則であるべきではないか。

- (事務局) そうあるべきと思うが、経緯がやはりデジタルの所管であった総務省がデジタルのために、と通知を下ろしてきて出来上がってしまっている。そこは国の省庁が横ぐしを入れて対策をしていけば、通知の発出の仕方も変わるだろうが、現時点ではデジタルと、デジタルに限らない個人情報に関する通知が重ね合わさり、別々の求めとしてきている状態である。このような状態においてどのように取り組んでいくか、デジタル・ガバメント推進室と協議しながら精査している。
- (委員) 個人情報に特化して厚く保護すべきとした規定はあるのか。
- (事務局) 資料3を御覧いただくとわかるが、なぜこれが情報セキュリティポリシーに きていがないのか、という条項はないと考えている。例えば、監査、点検、評価の見直し等については情報セキュリティポリシーにも必要であるが、個人情報にも必要として両方に規定があるというものはある。
- (委員) アナログ情報もデジタル情報と同様、その情報を所管している課の管理者が 責任者となるのか。部長や課長が管理者となるのか。
- (事務局) 情報セキュリティ管理上の統括は経営企画部長である。個人情報管理の統括 は総務部長を想定している。
- (委員) 情報セキュリティは情報自体のセキュリティというより、設備というニュアンスがあるのか。また、個人情報とは関係のない、市の内部的な情報漏えいがあった場合は情報を所管していた部署の長の責任ではないのか。
- (事 務 局) 確かに個人情報のない機密情報というものも中にはあり、そういった管理で 事故が起きた場合にも、情報セキュリティ管理者の責任となる。セキュリティ 管理者と個人情報管理責任者は各課の課長で、二つを兼ねることになる。個人 情報を含む場合と含まない場合とで漏えい事故の対応が2本立てになっている。 他市に照会してみたが、県下でもセキュリティ管理者と個人情報管理責任者を 一本化する自治体はなかった。
- (委員) デジタルの担当部署にガイドラインが出ているので仕方がないが、デジタル にかかわらず部課が所管する情報については、その部長が責任者であるという

情報セキュリティ規則にすれば、すっきりするのではないか。

- (事務局) ただ、セキュリティ側に求められている基準がかなり細かいデジタルの技術的な部分が多く、一本化すると総務部所管の事務になじまない部分が多い。それで現状では他市も含めて分けざるを得ないという判断をしているのだと考える。
- (委員) これまでの審議において、大変興味深いが、懸念でもあるのが簡易開示である。横須賀市の採用試験を受験した結果について、簡易提供できるというものが、個人情報の簡易開示なのか、情報公開の開示なのか。
- (事務局) 本市の情報公開条例では、個人に関する情報は本人であっても開示しないこととなっている。試験の結果を情報公開制度で請求された場合は、本人の情報は墨消しされて今うため、やはり個人情報開示請求の制度を利用していただくこととなる。現行の簡易開示制度はあくまでも開示請求の特例として、請求書ではなく口頭でよいとしている。今回の法改正により、開示請求は書面を提出しなければならず、口頭は認められないとされた。そのため、簡易開示制度は設けることができない。
- (委員) やはり申請書を提出することとなるのか。先ほどの情報提供、まさにこの本人提供というところが出てくる。私の試験の結果を教えてくださいと、試験担当課に申し出て、それに情報提供がなされるという、制度の流れが変わる形になる。おそらく先ほどの委員と事務局とのやり取りの中で結論が見えないものはおそらく最後まで決着がつかず、これを国に聞いたところで何も出てこない。
- (事務局) それは我々も感じているところであるが、国はぜひ聞いてくださいと言っている。おそらく、最初のうちは何も答えがもらえないのだが、質問を集めたいという印象は受ける。答えを出すための質問が足りていないのだろう。
- (委員) デジタル庁から指針や基準は出ていないか。
- (事務局) デジタル庁から個人情報に関する指針は出ていない。今回の法改正はデジタルの環境整備に関する法律の改正に伴う改正であるにもかかわらず、改正後は 所管省庁は個人情報保護委員会となり、現在は一本化されている状態である、
- (委員) 資料1に法律、政令、施行規則と思しきものがちょっとわかりづらい。
- (事務局) 個人情報の保護に関する法律施行令と個人情報の保護に関する法律施行規則 が公布されている。施行令は政令であって、施行規則は所管省庁である個人情

報保護委員会規則である。総務省であれば総務省令であるが、委員会であるため委員会規則となっている。

- (委員) 資料1から4について各論的な質問又は提言などはないか。
- (委員) 私自身まだ整理ができていないところではあるが、確認したい。資料2の2 枚目の一番上に四角で囲まれた部分がある。そこには「機関内部での目的外利 用、他の行政機関等への外部提供」に「必要な限度であるか」など記載されて いる。今まではこの点につき、我々審議会に諮られていた案件だと考えてよい か。
- (事務局) これまでは上の部分に限らず、すべての囲みについて審議会の対象案件となっていた。これらの中でも統計や学術研究、本人利益提供による利用は改正法において認められるという点が現行の条例とは異なる点である。また、一番上の部分については改正法においても利用に制限がかけられている。
- (委員) 要は、審議会にかけられても相当な理由があるかを、「特別な理由があるとき」の4条件の②と④に照らして判断していた。主に「機関内部での目的外利用、他の行政機関等への外部提供」は保護の部分で、「統計の作成」から下がどちらかというと活用の枠組みになっている。この統計の作成というのは、行政機関に限られるのか。
- (事 務 局) そこははっきりとした規定がなく、委員会に問い合わせなければならないと 考えている。また、「もっぱら統計のために」とされているが、どうあればも っぱら統計のために使っているといえるのかという定めがないため、統計法の 規定等を参考にしようと今検討をしているところである。
- (委員) そうすると、例えば、特別な理由があるときとして4つの項目があるが、特別な理由があるときとそれ以外のものと整合性が取れなくなり、すべて特別な理由はないとなるのではないか。
- (事 務 局) 実は、特別な理由の1~4については唯一国が基準を示してきたものである。 それ以外の部分、例えば相当な理由があるときの相当な理由はどのようなもの かと聞いても答えがもらえず、それは個別に判断するものであるとの回答が来 る。
- (委員) 本人利益提供の判断をする際の判例や具体例というものは本当にあるのか。 明らかに本人の利益になるとは一体どのような場合かを個人情報に限らず判例

等で研究していく必要があるだろう。

- (委員) 論点からは少し外れるかもしれないが、昔は幼稚園を卒園するときにランドセル会社からDMが送られてきていた。個人情報の使用が許されていた時期があった。例えばそれが個人にとって利益があると捉えれば、本人と一対一の関係で、本人が了承すれば問題ないはずである。明らかに本人の利益となるが、その収集について判断しなくてはならないのはマーケティング以外に考えられない。活用に当たり、明確な基準ができるかはわからないが、企業は利害を考えるので、このように法律が改正されれば会社の利益になるとして、個人情報を請求してくる。そうなれば市役所の判断能力が試される一番のところではないか。
- (事務局) 資料2については第三者から請求を受けてではなく、市が主体となり提供することを想定しての規定である。
- (委員) その判断にばらつきがあるのではないか。統計も本人利益提供も市だけとは 限らない。しかし学術研究は学術研究機関である。外枠が明確になっていない といけない。誰かが主体となり、決めるときには解釈の方向によっては色々な 側面が出てきてしまうのではないか。
- (委員) 学術研究機関が大学病院や製薬会社と手を組み、薬の開発や疾患の研究のために、例えば国民健康保険のレセプト情報の提供を求めることも考えられる。
- (委員) 相手も進歩しなくてはならない。開発材料とするために、情報の活用にシフトしていくだろう。以前も申し上げたが、当審議会では多くの判断をし、守るべきものは守ってきた。それがデータベースとしてあり、市としても経験値としてあるからよいだろう。しかし、新たな部分についてはきちんと基準を設けておかないと混乱したり、相手方に迷惑をかけるということにもなりうる。資料2の表を見たときに、これから新たに取り組む未知の部分がこの程度の分類で大丈夫かと疑問を持った。
- (委員) 先ほど事務局の説明にもあったが、国はこうやって地方自治体から質問を受け、どのようなニーズがあるのか把握しているのかもしれない。
- (委員) 最初に緩い取り扱いをし、あとから締めることは絶対にできない。国にある 程度の指針を示すよう要望しなければならないのではないか。Q&Aを積み上 げていくレベルなどではない。市も初めは慎重に取り扱うだろう。他都市の状

況をうかがいながら、どこかの自治体が活用を始めて、これなら大丈夫だろうとなるのは怖い。活用とはいっても締めるのであれば最初から締めておくべきだろう。

- (事務局) 以前にも同じご意見をいただいた。緩めることは簡単にできるので、現状の 保護程度を保つよう判断については慎重に行いたい。
- (委員) 情報を活用したい民間企業からいろいろなオファーが来るだろう。そうなって初めてQ&Aが確立され、それが規定に反映され利用が緩和されていく方向になるだろう。そのような構想は描きながら取り組んでいかないと危険だという感覚を持った。
- (委員) 始める前の段階で少なくとも横須賀市ではこのような取扱いにするということを示してもらわないと不安である。判断をするのは総務部として、今まで認められていたもの以外は基本まだ認めないという形で始めてはいかがか。
- (事務局) 確かにこの規定はあくまでも例外であり、提供が原則というものではない。 そのため、厳しく運用することはできるだろう。本来であればこの段階で我々 の基準をお示しすべきところであったが、間に合わず申し訳ない。ある程度の 判断が各部課でできるような基準を策定できればと考えている。
- (委員) さきほどの個人情報開示と情報提供については振り分けができるような基準 が必要ではないか。
- (事務局) 職員向けフローチャートのようなものがあるのが一番だと考えている。
- (委員) 例えばLINEの共有化、フローが出て中国が関与しているという問題が出たりした。庁内フローと外部のリソースとの関係も調整するということか。
- (事務局) 資料4の7と8の項目で想定している。また、LINEに関しては個別にこう取り扱いなさいという通知が発出されており、ことさらLINEについてであれば、その通知に基づき取り扱う。
- (委員) 正規のプラットフォームがあると聞いたが。庁内だけのフローなのであればきちんとコントロールできるのだろう。クラウドの利用であると問題となることもある。
- (事務局) 市の職員が外部と情報のやり取りをするのは県のセキュリティクラウドを活用している。
- (委員) 私が市の職員として、自分あての文章をクラウドに置くことはどうなのか。

作業の継続を自宅でできるとよいとして、クラウドに載せることもありえるのではないか。

- (事務局) 情報セキュリティポリシーに私的な環境での情報の取扱いは個人情報限らず 許可を得なければならないというようなことが定められている。明るみに出れ ば当然、その規定に違反しており懲戒の対象となりうる。持ち出した文書にも よるが、基本公文書を外部に持ち出していることになり、上司の許可が必要で ある。実際のところ、テレワーク端末がいくつか配布されている。その端末を 持ち帰り自宅で使用する場合は、通信環境が安全に管理されている。以前に比 べれば在宅で勤務できる環境が整ってきている。
- (委員) その端末の中にはデータがないということか。データを保管しているところ がミラーのようになっていて、それをその端末で見るということなのか。
- (事務局) 自分のIDでログインすれば、どの端末を持って帰っても自分の環境が見られる。万が一端末を紛失したとしても、端末の中には保存されないのでセキュリティ面も保たれている。また、事業の委託はしていなくとも、事業実施に当たり、受付画面の作成などは外部に依頼するような場合に、こちらが求める安全管理措置が担保されているものを選ぶか、契約により安全管理措置を求めるということを基本に想定している。しかし、LINEは直接契約が結べない特性を持っており、LINEが一方的に示した規約に同意して使用することしかできず、市側からこれだけの安全管理をしてくださいという契約が結べないところが悩ましい。それについては、現行条例のオンライン結合の規定で、本人同意をもとにオンライン結合するという仕組みがあったため、それに近い形で基本的には本人同意を得られないかを検討している。
- (委員) 以前は当審議会もZoomで開催したが、今後はどうなるのか。セキュリティ的に問題があるのか。
- (事 務 局) 公開会議については、委員の皆様の合意形成がなされれば、オンライン開催 も、オンライン配信も可能である。非公開会議については、現状本市において はオンライン開催は実施していない。外部に漏えいしてはいけない情報が漏れ ては困るからである。また、オンライン開催はするが、傍聴者は会議室にお越 しいただくというハイブリット式がいまだに多数を占めている状況ではある。
- (委員) その点、先ほどの情報セキュリティポリシーとの整理はついていないのか。

- (事務局) 情報セキュリティポリシーも定時の見直しがあり、変更すべき事項があれば変更されるはずであるが、確認は取れていない。
- (委員) 結局は情報セキュリティポリシーが不十分なのではないか。突貫的な部分が あるのだろう。その点も含めきっちりとすれば情報管理につながるのではない か。
- (事務局) 実体的な安全管理としては御指摘の面もある。また、国が求めている水準という視点になると、今回、委員会が示してきた安全管理指針のセキュリティ部分は総務省が作ったガイドラインをもとに、そっくりそのまま規定している。
- (委員) 細かな点ではあるが、資料4の2ページ【8 外的環境の把握及び適切な安全管理】の見出しは内容が外国についての記載であるので、標題についても同様に「外国の~」などとし、記載の説明と合わせたほうが良いのではないか。
- (事務局) 指針の項目名から作成した。実態としては外国についての記載であるので、 御指摘のとおりとしたい。
- (委員) 外国のサーバーを経由するというのは他にもあるだろう。その際、問題が生 じたらどうするのか。
- (事務局) 情報の取り扱いを任せる前に、こちらの水準に合わない国のものは選ばない こととする。
- (委員) 外国において取り扱う可能性がない場合は無いのではないか。
- (事務局) 【8 外的環境の把握及び適切な安全管理】の一段落目は、検討段階についての規定である。二段落目は情報の取り扱いを任せると決まった後の対応を想定している。
- (委員) 外国にサーバーあれば、外国において保有個人情報が取り扱われるということになるのか。
- (事 務 局) 情報の取り扱いを任せた事業者のサーバーが外国に移ってしまうということも想定の一つである。国が想定しているこの安全管理措置は、当該外国の官憲が捜査ために情報を提供しろといった場合、拒否できないような規定であるとこちらが想定していない形で情報が外部に出てしまうことを懸念している。外国に任せる時点でそのようなリスクは考えなければならないところである。
- (委員) デジタル・ガバメント推進室との協議が整ったとのことであるので、将来的 な提案にしたいが、台帳という文言を聞くと、もう少し簡易な方法で管理でき

ないのかと考える。例えば写真保存などだ。このような状態でこのような保存をしたということを写真で保存し、そのカメラやその写真を独立に保存し、保管の証拠となるような運用はできないだろうか。事務作業は年々増大している。施行条例となり、審議会もなかなか関与ができなくなる。現場で担当している職員の声を吸い上げたり、提言できるような制度があれば、相互の改善や運用の見直しなどにつながるのではないか。国の組織である委員会に質問を出し、答えが来るのを待つ。しかし、いつ来るのかわからない。何日か待った後で内容が不明な抽象的な基準が回答としてくれば、この待ち時間は全くの無駄になってしまう。そのような意味では庁内でデジタルに詳しい職員や、人員配置の転換で各業務に精通している職員のノウハウを生かすことができればよいのではないか。でなければ、空白や谷間ができてしまう。それを懸念している。

- (事 務 局) 横須賀市でもテレワーク端末の導入などが進み、アナログからデジタルへの 変革が進んでいる。紙文書をデジタルに変換しなければ在宅ワークもできない。 デジタルが進むことにより、押印廃止や紙文書の廃止など、事務効率化につな がってきている。いただいた御指摘についても含めながら、今後進めていくう えでスピード感をもって変えていきたいと考えている。
- (委員) 大学のレジュメなども電子化しているので、会議資料についても電子化できれば良いのではないか。
- (事 務 局) ペーパーレスも大事な観点である。財源がある中での検討とはなるが、タブレット等が導入できれば、資源的にも事務作業的にもプラスになると考えている。

今回ご審議いただき、法改正という国の動きがある中で、これまでの市の慎重な取り扱いを踏まえ、一件一件の案件について所管課と調整をしながら進めていきたい。

スケジュールの関係で次回審議会を開催する前に、各規則、要綱等は確定となる。委員の皆様にはメールでお送りし、今回御審議いただいたものの報告に 代えさせていただきたいがよろしいか。

(各委員) (了承)

(委員長) 他に意見がなければ、以上をもって、本件については了承するということでよろしいか。

(各委員) (了承)

3 閉 会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は11時50分に会議の閉会を宣した。